

2023 年度市長の基本的施策に対する代表質問

こんにちは。生活者ネットワークの木下安子です。私たちは、生活の中の課題への解決法を自ら考え行動する市民を増やし、市民自治により持続可能な社会をつくるため、市民と市政情報を共有し、市民団体とも連携しながら活動し、政策提案をしています。これより市長の基本的施策に対する質問を行います。

① 最初に、地球温暖化対策について伺います。基本的施策では「行政の率先行動」という言葉も見られ、今後の取組みに期待を膨らませております。

市が地球温暖化対策実行計画に基づき取り組んでいることは理解をしていますが、市は司令塔としての役割を担っています。ゼロカーボンシティ宣言でそのスタートを切り、すでに2年が経過しました。達成したい調布市の姿を想像し、そこからバックキャストで今取り組める具体的な行動を提示し、市民に行動変容を促す、これはまさに行政にしかできないことであり、市が率先して果たすべき役割です。

市には環境問題に関心の高い市民や市民団体がいますし、昨年の COP27 には調布市の若者が参加しています。こういった市民や学校、事業者などとも連携し、実効性のある取組みをワークショップで市内に広げたり、またその効果を可視化するなど、行政のリーダーシップを期待するものです。

また、部署をまたいだ連携をすることで、それぞれの部署の課題が同時に解決されると思います。例えば、世界レベルで見ても、気候危機の影響が社会的弱者により厳しく降りかかっていることを考えれば、電気代が高騰する現状においては、家屋の断熱改修やエアコンの買い替えといった電気使用量削減による CO2 削減の取組みは、福祉との連携で生活支援として進めることも考えられますし、産業との連携で地域事業者支援につなげることもできます。また、姉妹都市である木島平村との広域連携によるカーボンオフセットも考えられます。

市長のリーダーシップはもちろん、環境部が司令塔となりつつ、各部署が知恵を出し合い、連携することで、市民にも市の率先行動と姿勢が伝わると思います。新基本計画の初年度に当たり、市はどのような率先行動で市民をリードするのでしょうか。

② 2点目です。調布市では市民団体や専門家によるゼロカーボンシティ調布推進協議会を設置するとのことで、その活用にも期待をしております。一方、札幌市を皮切りに、武蔵野市や杉並区を始め、都内でも気候市民会議の設置が広がっています。関心の有無にかかわらず無作為に抽出された市民が気候危機について議論し、解決策を考え提案する会議

体です。調布市でも設置し、環境部以外の職員も参加することで気候危機への認識を深め、行動する市民や職員を増やしていただきたいと思います。見解をお答えください。

③市民活動との連携による環境教育の充実についても伺います。調布市には崖線緑地の保全や多摩川や野川の水辺環境の保全、環境教育などアクションを起こしている市民がたくさんいます。市外で評価され、学校への出前講座を継続している団体もあります。調布市もこういった市民活動との連携をもっと環境教育に生かすべきだと考えます。見解をお答えください。

④次に、市民の参加と協働について伺います。基本的施策で市長は、これまでの参加と協働を発展させて「大学や企業、NPO法人等を含む多様な主体」との「共創」に取り組むとおっしゃっています。しかし、産官学といった「多様な主体」との協議は、基本構想策定、および調布市スマートシティ協議会も、市民傍聴者を入れない閉じた空間で開かれています。参加と協働の取組みの基本原則である情報の公開、議論過程の公開を外しており、私には何が「発展」するのか見えません。

⑤次に、市民の参加と協働について伺います。基本的施策で市長は、これまでの参加と協働を発展させて「大学や企業、NPO法人等を含む多様な主体」との「共創」に取り組むとおっしゃっています。しかし、産官学といった「多様な主体」との協議は、基本構想策定、および調布市スマートシティ協議会も、市民傍聴者を入れない閉じた空間で開かれています。参加と協働の取組みの基本原則である情報の公開、議論過程の公開を外しており、私には何が「発展」するのか見えません。

市の自治基本条例には「まちづくりの主体として、自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って、まちづくりに取り組む」とあり、基本構想でもまちづくりの基本理念の一つに「自治の発展」がありますが、多様な主体との共創によって、市民自治はむしろ後退するのではと懸念しています。多様な主体との連携は、あくまでも市民の参加と協働を補完するものとするべきであり、いま市が発展させるべきは市民参画だと考えます。

市長は就任当初、「市民の声を反映する市民参加型の行政推進」など市民参画推進へのビジョンを掲げています。また市民からの市民参加に関する提言書には、決まってからの情報ではなく、行政の検討内容や課題認識を早い段階から公表し、市民と一緒に考える機会を作ることや、市民が全ての段階で参画できるしくみを確立する必要性が示されています。市民にとっては、参加と協働の意義は、結果としての市民サービスの内容ではなく、プロセスにあります。しかし残念ながら、こういった認識は市民と共有されることなく20年が経過し、新基本計画ではいよいよ完全に変容してしまうのではないかと懸念が拭えません。参加と協働の現状に対する評価、合わせて今後の多様な主体と

の共創は何を発展させるのか明確にご説明ください。

⑦ 次に市民参加の視点からグリーンホール整備について伺います。PPP手法を導入したふじみ交流プラザの利用者からは、あまり良い評価が聞こえてきません。市は収入があるという理由で成功事例と捉えているようですが、地域住民にとって魅力ある施設は日常的に使いたくなる施設なのを言うまでもありません。事業者の事情が優先される傾向が強い手法をもちいるのですから、市民にとって魅力のある施設とするには、なおさら初期段階から幅広い市民の声を聞くプロセスは不可欠です。

新グリーンホールの敷地は、福祉の拠点である総合福祉センターの土地を含む、市民の財産です。全体のコンセプトは市民参画で固めるべきです。現在、整備手法ありきで執行部側と民間コンサルがコンセプトを考え、市民傍聴者を入れないところで民間企業と協議を重ねています。このようなやり方で、市民のための施設が実現するとは思えません。

グリーンホール整備は、幸い先行きが不透明となり、整備延期の方針が示されています。この期間を有効に生かし、20年来市民が求めてきた、これまでの市民の参加と協働の発展型である、市民参画を実現するべきです。コンペや専門家をファシリテーターに登用し、無作為抽出の多様な市民が参画するワークショップを実施するなど、市民のための施設を作る上で実効性あるプロセスを踏むことを提案します。グリーンホールは市長や職員のためのもので、民間企業のためのものでなく、市民のためのものである、という原点に立ち戻るべきです。見解をお答えください。

⑥ 次に、男女共同参画社会の形成に向けた取組みについて質問します。基本的施策の中で、市長は男女共同参画を推進し、「誰もが多様性を認め合うまちづくりに取り組む」と述べられています。ならば、市役所がモデルとなるべきですが、意思決定権をもつ課長職以上に占める女性職員の比率は、令和3年度は目標値20%に対して未だ15.7%です。また、市長は公約であった女性副市長の登用は諦めたとおっしゃっていますが、背景にどのような課題や経緯があったのか、その課題を解決するために、これまでどのような努力をし、またこれからしていくのかお答えください。

⑦ 昨年度、庁内では、管理職を対象に「女性の特徴を踏まえた育成スキルの向上」に向けた取組みをしていますが、全女性職員に共通する「女性の特徴」たるものは存在しません。男性目線の女性の捉え方がいまだに庁内の取組みに反映されていること自体が、調布市役所において個の尊重や多様性への理解も、男女共同参画も遅れていることを如実に表していると指摘いたします。調布市の意思決定の場において多様性が欠如している現状とその弊害に対して、市長はそもそも問題意識をお持ちではないのではと懸念するものです。認識をお答えください。

⑧ 審議会や委員会の男女比は、早急に市の職員の女性比率 50%の実現を求めます。また、市川市が設置する男女共同参画推進審議会のように、労働、医療、保健、人権、教育、福祉、国際、法律など幅広い分野の委員で構成する会議体を設置し、市内のあらゆる場面でジェンダー平等を推進することを提案いたします。見解をお答えください。

⑨ 次に福祉施策について質問します。まず総合福祉センターについてです。市は利用者の了承を得ずに移転をほぼ決定し、多くの利用者の反対や落胆の声を押し切って、移転を前提とした検討会を重ねています。本来であれば、少なくとも、移転の決定とアクセシビリティの課題の解決法はセットで提示されるべきでしたが、いまだに具体的な解決への道筋は見え、最大の課題である京王多摩川駅舎のバリアフリー化は、今年度の検討会においても、議論さえ据え置きとされてきました。ようやく 1 月末、市と同じく地域共生社会を掲げる事業者から示された回答は、委員の多くが求めるエスカレーターの設置はできないというものでした。

また、シャトルバスの現時点の乗り場候補地である市役所は、高齢者、視覚障がい者、身体障がい者にとっては利便性が悪くなります。今よりもセンター機能を後退させない約束で移転後の検討がされているわけですが、そもそもアクセシビリティが後退するようでは、たとえセンターが改善されても、利用の継続は不可能であることから、移転はするべきではないと考えます。アクセシビリティを後退させないために、どのように取り組むつもりなのでしょうか。

⑩ 2 点目です。事業者のまちづくり提案に端を発した京王多摩川駅前への総合福祉センター移転には、「地域共生社会の実現」というテーマが掲げられています。一方、昨年度の検討会の時から、委員からは、繰り返し市の「地域共生社会」のビジョンが見えないという指摘がされています。しかし利用者をはじめ、市民が納得できる回答がありませんし、地域や利用団体の代表者が集う検討会こそが地域共生社会づくりの一步となるはずが、ビジョンの具現化について議論する場にもなっていません。市の地域共生社会像を示した資料からは、市が明確なビジョンを持ち合わせていないことが読み取れ、専門家委員からも複数の厳しい指摘がありました。利用者に多くの負担を強いる移転をしてまで、市が目指す地域共生社会とは一体何なのでしょう。市民も利用者も納得でき、職員もその意義と方向性が見出せるよう、市長ご自身の言葉で説明をお願いいたします。

⑪ 福祉の 3 点目はケアラー支援についてです。介護保険制度の度重なる改悪により、介護は再び家族に押しつけられようとしています。年齢、性別問わず、家族のケアに疲弊する市民が数多くいます。重度障がいの家族をケアする方々からは、生活の実態に合った支援サービスがなかなか見つからないので、自分でやるしかない、肉体的にも精神的にも辛

いという声。また、まだお元気な高齢者からも、介護が必要になった時に子どもに大きな負担をかけないか心配だ、という不安の声が聞かれます。

介護職員の処遇改善による人材確保や被介護者への支援策の充実ももちろん重要ですが、家族介護者、ケアラーへの支援は市の役割です。基本的施策では言及がないためお尋ねするものです。ケアラーの現状、支援の必要性と意義に対する市の認識をお答えください。

⑫ 最後に子ども施策について4点質問します。基本的施策では、「調布の宝である子どもたちを応援する」との文言が掲げられています。調布市には子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、4つの権利を反映した子ども条例がありますので、応援の方向性についても、当然子どもの権利に基づいて考えられていると期待するものです。

一方、基本的施策からは、子どもの権利条約のもっとも重要な、子どもを権利の主体者としてとらえる子ども観や、子ども自身へのエンパワメントの重要性への認識が浮かび上がってきません。市長はどのような子ども観をもち、どのような方向性で子どもたちの育ちと学びを応援する考えなのでしょうか。

⑬ 次に、基本的施策の中にもあります「保育の質」について伺います。世田谷区では「保育の質ガイドライン」を作っています。そこには、「区が保育指針の中でも特に大切にしてもらいたい保育への想いや主な具体的項目を例示し、保育施設に関わる全ての人たちと共通理解を深め、保育の質の向上に取り組むことを目指す」とあります。そして子どもの権利を筆頭にあげ、子どもの権利を守る視点から区が主体的に決めた具体的な取り組みが示されています。現在、調布市にはこのようなガイドラインもありませんが、子どもの権利条約の趣旨を踏まえた子ども条例の理念は、保育の現場で市長が確保すると示す保育の質にどのように反映させるのでしょうか。

12 次に不登校児への支援について質問します。調布市の学校に行かない子どもは、昨年の調査ではおよそ350人、その後さらに増えております。教室に入ることができず、別室登校している生徒の数はここには入っておりません。文部科学省は、不登校児童生徒への支援として、「教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること」と地方自治体に通知をしております。

調布市には太陽の子や不登校特例校のはしうち教室がありますが、つながっている子どもは合わせて30名程度です。この30名を含めて、出席扱いとなる機関に繋がっている子どもは不登校児の約半数いますが、他自治体のフリースクールに通ったり、民間の有料のオンライン教材を利用したりするなど、他自治体や各家庭の取組みに依存しているのが現状です。不登校児を地域で孤立させないようにとの要望に対して、家庭訪問支援みらいが始まったことはもちろん評価しておりますが、まだまだ選択肢を増やしていく必要があります。

すし、本当の意味で応援するには、子どもたちの主体的な学びを出席扱いとする積極的な姿勢も必要だと考えます。新年度、市は全ての子どもの学びを保障するために、多様な学びをどのように応援するのでしょうか。

⑭ 最後に子どもの遊びについて質問します。子ども条例前文には、「私たちの願いは、子どもが、家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるまちをつくることである」とあります。遊びは子どもにとって最高の学びの場であり、大空のもと、自然の中での遊びは心身の育ちに欠かせません。しかし現状、子どもの数が増えている公園不足地域では、外遊びができる場所が不足していますし、校庭で遊べる時間も制限があると聞きます。関係部署が子ども条例の理念を共有し、保護者や地域の協力も得ながら、子どもが外で遊べる環境を保障できるよう連携するべきだと考えますが、見解をお答えください。

以上、ご答弁をお願いいたします。